

令和8年度山形地方最低賃金審議会
第1回山形県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和8年7月30日（木）午前10時00分～午前10時30分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員8名

公益代表委員 粕谷委員、本間委員、丸山委員

労働者代表委員 石川委員、柿崎委員、納富委員

使用者代表委員 木村委員、丹委員

【欠席】 使用者代表委員：仁藤委員

（事務局） 松岡労働基準部長、木村賃金室長、今野賃金室長補佐、
長谷川地方賃金指導官

4 議 題

（1）部会長、部会長代理の選出について

（2）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について

（3）審議日程について

（4）山形県最低賃金の改正決定について

（5）その他

5 議事経過

○事務局：木村

おはようございます。

ただ今から、第1回山形県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の会議は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の方が入っております。カメラ撮影は冒頭の部分、部会長を選出して議事に入る前までを許可しておりますことをご報告いたします。

当専門部会の進行につきましては、山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程第4条の規定により部会長が会議の議長を務めることとなっておりますが、部会長を選出するまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ここからは、着座にて失礼いたします。

委員の皆様には、7月29日付けで「山形県最低賃金専門部会委員」として任命し、お手元に辞令書をお配りしております。任期は当専門部会の廃止までとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、1ページ資料I-1をご覧ください。今年度の専門部会委員の名簿となります。全員が本審議会の委員でありますので、この場で改めてのご紹介は割愛させていただきます。

当専門部会の会議開催に必要な定足数ですが、最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められております。

本日は、公益代表から3人、労働者代表から3人、使用者代表から2人の計8人よりご出席いただいておりますので、当審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、最低賃金引上げに係る署名についてご紹介いたします。先日、連合山形より山形労働局長あて、最低賃金の大幅引上げを求める要請署名の提出があったところでござい

ますが、本日、追加で 140 筆の提出がございました。追加分を合わせますと、34,283 筆となります。

ご報告は以上となります。

それでは、はじめに、労働基準部長の松岡よりご挨拶を申し上げます。

○松岡労働基準部長

本日は、大変お忙しいところ、第 1 回山形県最低賃金専門部会にご出席いただきまして感謝を申し上げます。

ただ今ご案内させていただいたとおり、皆様には 7 月 29 日付けをもって専門部会委員として任命させていただいたところでございます。

これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、第 1 回専門部会を開催させていただきましたが、専門部会は 8 月 26 日まで計 6 回の開催を計画しております。

委員の皆様には、ご多用の中、また、このような暑さの厳しい時期にご審議いただくことになり、大変ご苦勞をお掛けいたしますが、目安額や山形県内の経済動向などを踏まえまして、十分なご審議を頂き、全会一致での結審に向けご尽力賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

○事務局：木村

それでは、議事の（１）部会長及び部会長代理の選出を行います。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第 25 条第 4 項により準用する第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから選出することとされております。事前に公益委員の皆様でご協議いただき、候補者を選出いただいておりますので、事務局からご提案申し上げます。部会長の候補として丸山委員をご提案申し上げます。また、部会長代理の候補として本間委員をご提案申し上げます。皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長は丸山委員、部会長代理は本間委員をお願いいたします。

それでは、これ以降の進行は丸山部会長をお願いいたします。

○丸山部会長

皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

ただいま部会長を拝命いたしました丸山です。どうぞよろしくお願いします。後ほど、事務局の方から報告があると思いますが、一昨日、中賃の方で審議の結果、目安が何とか出されたということになります。昨年は従来以上に社会の注目が集まる中で、過去最大の引き上げという結果になりました。私としましては、そこに至るまでに、労使双方の方々が真剣に真摯に協議を重ねた上で、少なくとも専門部会においては、全会一致で結論を得ることができました。そのこと自体が大変重要だったのではないかと私自身は考えております。本年も労側使側から、様々なご意見、データをいただきながら、真摯に議論して、全会一致を目指して、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞご協力の方、よろしくお願いいたします。私の挨拶にかえさせていただきます。

それでは、報道関係の皆さんもカメラ取りは一旦ここまでということで、よろしくお願いします。よろしいですかね。

では、議事に入りたいと思っております。まず議事の（２）山形地方最低賃金審議会専門部会に

について確認しますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：木村

議事の説明に入る前に、目安に関しご報告させていただきます。

委員の皆様も報道等でご存じの事と思われそうですが、7月28日に、中賃の第6回目安小委員会が開催され、目安額が答申されました。本省のプレスリリースを準備しましたのでご覧ください。

Cランクである山形は、56円となっております。

なお、本日お渡ししている目安額に関する資料の他、目安小委員会での資料につきまして、8月5日（水）開催予定の第2回本審議会において各委員の皆さまに配布する予定としております。

なお、本日、専門部会を開催するにあたり、5ページに当県の基礎調査結果の速報値をお付けしております。詳細については来月5日の第2回本審において説明させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

では、専門部会運営規程の説明をさせていただきます。2ページ資料Ⅰ-2「山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程に定められていない詳細事項については、この運営規程に則って専門部会を運営することになります。

では主な条文についてご説明いたします。

第3条は、テレビ会議システムを利用した出席について、会議欠席等の場合の通知について定めております。

第5条は、会議の公開・非公開について定めております。「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる」、と定めております。

第6条ですが、議事録・会議資料の公開・非公開について定めております。第5条と同様に、「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開する」、と定めております。

第7条は、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、審議会会長に報告する、と定めております。

こういったところが主な内容でございます。今年度、特段変更を要する点はないものと考えております。以上です。

○丸山部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、意見や質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、現行の専門部会運営規程に則って運営していくことを確認いたします。

次に、議事の（3）審議日程について事務局から説明してください。

○事務局：木村

それでは、資料の4ページ、Ⅰ-3専門部会の開催日程（案）をご覧ください。

本日終了後、第2回以降は金額審議となります。第2回を8月7日（金）、第3回を8月17日（月）、第4回を8月18日（火）、第5回を8月21日（金）、第6回を8月26日（水）、開始時刻はいずれも午前10時から開催し、8月26日（水）での結審を目指す予定としております。そして、翌27日（木）午前10時から開催予定としている第3回本審議会において、部会長から会長へご報告していただき、そして会長から労働局長へ答申するという日程をご提案申し上げます。

当然ながら、今後の審議状況によっては日程を変更させていただくことや専門部会の開催を追加することもあるかと思えます。

また案の日程においてご出席が難しい委員の方もいらっしゃるのですが、4月上旬に確認しております公労使各委員のご都合をもとに、公労使における各定足数を満たし、かつ全体の出席者が最大となる日で日程を組ませていただいております。

現時点では9名全員の専門部会委員が全員出席となるのは、現在における予定ではありますが、2回目の8月7日と5回目の8月21日のみとなっております。

また今後開催していく部会において、都度次回の部会日程や各委員の皆様のご都合等確認させていただきながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

事務局としては最大限に調整をさせていただいた今後の審議日程の予定を本日お示しさせていただいたところでありますので、ご検討いただけますようお願いいたします。

○丸山部会長

ただ今の事務局の説明について、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

ご意見がなければ、事務局の説明のと通りの日程で基本的に開催していくことといたします。

次に、議事の（4）山形県最低賃金の改正決定に進みます。

金額審議を始めるにあたり、先程、事務局から目安額に関する報告がありましたが、目安額を受けて各側からご意見をお伺いしたいと思います。

初めに労働者側からご意見ございますか。

○労働者側：石川委員

おはようございます。連合山形の石川でございます。一昨日、目安が出ました。その件に関して、基本的な考えを含め、第1回目の本審と被る部分もあるかと思いますが、多少述べさせていただきます。昨年、山形県の最低賃金改定1,032円となりました。縮小傾向ではあるものの、中央との額差は194円、全国加重平均との額差は、まだ89円あります。まずこのあたりは十分意識するべきことであろうと考えております。さて、消費者物価指数と生計費に関する点について、物価も引き続き上昇傾向とはあるものの、昨年よりその上昇は緩やかであります。また、県内の実質賃金の推移は、本年に入りプラスの月もあります。山形日銀の県内金融経済概況が発出されましたが、そこでは個人消費をはじめ、主要項目で回復が見られていることから持ち直しているという一段階ステージを上げたような段階であります。これは20ヶ月ぶりに上方修正されました。とはいえ、中東情勢の影響に引き続き注視する必要がありますが、この辺に関してはここ数年の賃上げや最低賃金引き上げを労使で実現した結果であると考えております。ここにきてマイナスへ転じさせるわけにはいきません。賃上げを起点とした強い県内経済を実現する通過点と捉えるべきであろうと考えております。

次に賃金についてですが、連合においても連合山形の春季生活闘争の状況、結果では、昨年に引き続き高水準であります。また、経営者団体様から出ている数字を見ても昨年に続き

高水準の状況となっております。ただし、労働組合のない会社で働く仲間や最低賃金近傍の方々は使用者側と直接交渉できない弱い立場であることから、最低賃金含め賃上げの流れを社会全体に波及させ、暮らしの底上げを図り、今こそ賃金のセーフティーネットとしての役割を果たすべきであろうと考えております。

次に企業の支払い能力に関してですが、全国的に見れば、売上高、経常利益、あるいは従業員一人当たりの付加価値額は、高い水準であります。県内では、先ほど申し上げた通り、一部指標では経済が持ち直しているとされております。一方、有効求人倍率は相変わらず山形県は高水準であります。また、募集賃金に関しては前回1回目の本審の際、資料を頂戴しましたが、最低賃金を上回っているような状況であります。

また価格転嫁率のデータを見ますと、県内の中小零細企業では、賃上げの原資確保が非常に厳しい状況であるのが現実です。

また、企業物価指数は、高い水準で推移しております。ここに関しても十分留意が必要であろうと考えております。ただ、日銀山形6月調査の短観状況判断を見てみますと、6月段階で全産業26年度では11ですが、予測プラス3の11という結果でありました。これは3月、8であったので状況が好転しております。9月の先行きに関しては世界の不安定な情勢を鑑みてか、変化幅がマイナス11であります。やはりそういった部分も鑑みる必要があるのかなという感じを受けております。これらのことを総合的に鑑みれば、最低賃金法の趣旨を十分に理解し、その辺を念頭に置きながら丁寧に議論を重ねて、しかるべき時期の発効で、お互い納得のいく結果を真摯に導き出していきたいというのが考えてございます。長々とすみません。以上でございます。

○丸山部会長

ありがとうございます。それでは使用者側からご意見ございますか。

○使用者側：丹委員

使用者側の基本的な考え姿勢は、この前の審議会で述べさせていただきましたので繰り返しません。まず、今日は目安についてどう思うかっていう問いかけですので、納得感のある目安かということ、昨年のCランク64円に比べて若干圧縮されたとは言え、引き続き高水準であることに変わりはありません。賃上げ原資を確保することが非常に難しい。中小零細事業所というのが特に地方に数多くあります。まさにその最低賃金近傍でやりくりしているところにとっては、今年も大変厳しい目安となったという印象です。

一方で、今年度はこれまでの物価生計費重視、プラス賃金から賃金支払い能力を含めた法定3要素を総合的に見た結果として、目安を示すという姿勢が公益委員見解の中にも伺われました。これは、好ましいことだと思います。政府に対する要望についてもBtoCに対するしっかりとしたその支援、周知等々も盛り込まれていますし、去年の異常な目安から少しは、その反省というか、考えていただけたのかなという感じもいたします。いずれにしても、まだ目安が示されて2日ですから、使側でどう対応するかというのは、今後熟慮をしたいと考えております。公益の方々を交えて、労側と真摯な議論を積み重ねていきたいと考えております。以上です。

○丸山部会長

ありがとうございます。他の委員の方々でご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。はい。労使双方、ご意見ありがとうございました。

さて、今後の進め方ということになりますけれども、来週8月5日水曜日開催予定の第2

回本審において、中賃の目安伝達を受けます。その際、中賃資料も改めて提供されるとの事務局説明が先ほどありましたので、金額審議につきましては、8月7日金曜日開催予定の第2回専門部会から開始したいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、次回、第2回専門部会から金額審議を開始しますので、労使双方とも金額提示の準備をよろしくをお願いします。本日はここまでということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは会議次第4「その他」について事務局よりお願いします。

○事務局：木村

事務局からは今後の専門部会につきまして2点確認等させてください。

1点目ですが、次回、第2回専門部会を8月7日金曜日、午前10時より、本日と同じ会場の大会議室で開催いたしますが、次回専門部会への各委員の皆様の出欠について確認いたします。

4月時にご報告いただきました皆さまの御都合では委員9名の皆様が全員出席していただけたこととなっております。今日の時点で、その後変更となり欠席となることがわかる方はいらっしゃるでしょうか。

いらっしゃるということではよろしいですかね。それでは、次回8月7日は全員ご出席いただけるということではよろしくお願いいたします。

次に2点目ですが、繰り返しにはなりますが、今後の審議状況によっては日程を変更させていただくことや専門部会の開催を追加させていただくこともあろうかと思えます。また本日ご審議いただいた日程において、ご出席が難しい日がある委員の方もいらっしゃるし、お仕事の都合で急に欠席となられる場合もあろうかと思えます。このため、今後開催していく部会において、都度次回の部会日程や各委員の皆様のご都合等確認させていただきながら柔軟に対応してまいりますことと、急な変更、出席が欠席、欠席が出席可能となった場合には事務局までご連絡をいただけますようお願いいたします。

それでは次回、第2回専門部会を、8月7日金曜日、午前10時から、本日と同じ会場で開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○丸山部会長

次回、第2回以降の専門部会については、公労、公使の個別協議で金額審議を進めていきたいと思えますので、「非公開」にしたいと考えますが委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

異議がないようですので、第2回以降の専門部会は「非公開」といたします。

それでは、これで第1回専門部会を終了といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。